

中国におけるドメスティック・バイオレンスに対する取り組み

遠山日出也

はじめに

ドメスティック・バイオレンス（以下、DVと略す）は中国語では「家庭暴力」と訳される。しかし、中国のメディアにこの言葉が登場するのは一九九〇年代以降である。それまではDVは「殴妻、打老婆」（妻を殴る）などの言葉で呼ばれていたが、こうした言葉はDVが「暴力」であることが明確でなく、精神的暴力や性暴力が含まれる余地もなかった。また法院などは、DVも「家務瑣事」（家庭内の細かいこと）として片付けがちだったので、DVを理由とする離婚請求を認めなかったり、長年暴力をふるわれ続けたために夫を殺してしまつた妻にも死刑や無期の判決を下したりすることが多かった。

しかし、近年では中国においてもDVが社会問題として取り上げられるようになった。本稿では、とくに中国におけるDVに対する取り組みについて、その歴史や現状、今後の課題についてまとめた。二〇〇一年の婚姻法改正の頃までの時期に関し

てはすでに研究があるので、本稿はそれ以後に重点を置く。

一 DVに対する取り組みの開始と婚姻法へのDV禁止規定の導入

まず中華全国婦女連合会（以下、全国婦連と略す）の機関紙『中国婦女報』などが、一九九四年の国際家族年や翌年の北京での世界女性会議の頃から、DVを社会問題として報道しはじめた。女性たちが作ったNGOや地方の婦連がDVに対する取り組みを開始したのも同時期であり（表参照）、中国におけるDVへの取り組みには、国際的な動向の影響が強い。

ただし、NGOなどが取り組みを始めた直接のきっかけは、あくまでも国内の深刻な状況に直面したことである。シシリア・ミルワーツ（Cecilia Milwerts）は、北京紅楓女性心理カウンセリングサービスセンターや中国ソーシャルワーカー協会京倫家庭科学センターのケースを検討して、NGOがDVに取り組んだきっかけは、それらの組織がおこなった心理・法律相談をつうじて被害者と出会ったことだったと述べているが、陝西

省女性理論婚嫁家庭研究会の場合も、研究会が女性向けの相談事業に取り組んだ際、女子監獄での相談会で、DVのために夫を殺した女性服役者たちに出会ったことがきっかけだった。

NGOや婦連の取り組みの内容は表1に示したとおりである。DVに関する立法の提案、DV相談、関係者の研修などの実践的な取り組みは、全国婦連よりもNGOの方が先行していることがわかる。

婚姻法が二〇〇一年に改正された際には、北京紅楓女性心理カウンセリングサービスセンターをはじめとしたNGOがDV禁止規定の導入を要求しただけでなく、全国婦連もDVの問題を含めた建議を提出した。その建議は、「大多数のDVは比較的軽い傷害に属して」おり、現在の司法実践では「現行の『婚姻法』および『治安管理処罰条例』が規定する『虐待』とは認められていないことや、法律執行部門が夫婦間の傷害事件を「家庭紛争」と見なしきちんと処理していないことを指摘し、婚姻法にDVの禁止とその法律的责任を規定すべきことを述べた。

次に、こうしたさまざまな取り組みを受けて成立した二〇〇一年婚姻法におけるDV関連規定を確認しておこう（DV関連法規の制定などは表2も参照）。

二〇〇一年一月、全人代常務委員会は婚姻法改正案の草案を公表したが、その草案にすでにDV禁止と法律的责任とが規定されていた。常務委員会は改正草案に対してさらに全国から意見を求め、同年四月二十八日、草案は修正を経て採択され、公

布・施行された。

改正された婚姻法は、まず総則で「DVを禁止する」と規定した（三条）。また法律的责任や救済措置として、「DVの被害者は、居民委員会・村民委員会および所在単位（ここでは各人が所属する企業や機関の意味）に対して、やめるよう勧告することや調停することを請求する権利を有する」とし、「現在ふるわれているDV」に関しては、「被害者は居民委員会・村民委員会に、やめるよう勧告することを請求する権利を有する。公安機関は制止しなければならない」と定めた。また「被害者が請求した場合は、公安機関は治安管理処罰条例の規定に基づいて行政処罰を科さなければならない」とした（以上は四三条）。また「犯罪を構成するものに対しては、法に基づいて刑事责任を追究する。被害者は刑事訴訟法の関係規定に基づいて人民法院へ自訴することができる。公安機関は法に基づき捜査しなければならない」（四五条）とした。

また、DVによる離婚請求の場合は、「調停の効果がなければ、離婚を認めなければならない」と定めるとともに（三二条）、「無責配偶者の側は損害賠償を請求する権利を有する」（四六条）とした。

草案と採択された法案とを比較すると、後者の方が少し強化されている。とくに四三条は、草案ではDVの被害者は単に「調停することを請求できる」だけだったが、採択されたものでは「やめるよう勧告することを請求する権利を有する」と

表1 DVに対する各団体の取り組み

<p>NGO 諸団体</p> <p>①中国ソーシャルワーカー協会京倫家庭科学センター 1994年 北京 DV 電話相談を開始（1年余で中止）。</p> <p>②北京紅楓女性心理カウンセリングサービスセンター 1994年 DV 問題の研究を開始。 1995年 北京での世界女性会議に DV に対する立法の建議を提出。また同会議で「女性集団と社会的救助」フォーラムを開催し、DV 防止の措置を提案。 1996年 DV に関する研究報告を全国婦連と全人代常務委員会に提出。 1998年— 婚姻法への DV 禁止条項の導入めざして、センターの電話相談をもとに王行娟らが論文を多数発表。 2001年 天津市婦連と共同で同市河北区鴻順里街道で「家庭問題社区関与実験」プロジェクト開始。DV に関しては、電話（面接）相談や法律的援助、警官・裁判官・医者・居民委員会の人々に対する研修、被害者のサポートグループの組織などをおこなう。 2004年 反 DV 電話相談・面接相談・治療グループなどを開始。 2005年 『中国婦女報』と合同で「全国 DV 反対および女性の心理的健康シンポジウム」開催。</p> <p>③陝西省女性理論婚姻家庭研究会 1998年 アジア財団と香港の楽施会の資金援助を得て、DV の調査研究、被害者のサポートグループの組織、関係者（派出所、裁判所、司法所、司法調停員、居民委員会）の研修、「陝西省反 DV 条例」の起草など開始。 2001年 DV 予防・指導専用電話相談開設。</p> <p>④北京大学法学院女性法律研究・サービスセンター 1997年 DV の被害女性に対する法律的援助と理論研究を工作の重点の一つに定める。 2004年 「女性に対する DV に反対する専門工作会議」開催。</p> <p>⑤その他 1999年 ②～④の3団体と中華女子学院社会学部女性カウンセリング発展センターとが「反 DV 小組」結成。 2000年 以上の諸団体の人々や研究者、一部地方の婦連などが、「DV 反対ネットワーク」結成（結成後の動きは、三、五節参照）。</p>
<p>婦女連合会</p> <p>①中華全国婦女連合会 1996年 『中国婦女報』、「DV に対して宣戦」報道（1-2月）。 2000年 婚姻法改正に対して DV 禁止を含む5項目の建議。 2005年 全国婦連法律援助センター、DV 電話相談を開始。</p> <p>②地方の婦女連合会 1995-96年 湖南省婦連や河北省婦連などが DV の調査研究を開始。</p>

出所：NGO 諸団体のうち、①に関しては「放下你的鞭子！——北京家庭暴力投訴電話記事」『中国婦女報』1994年12月23日、「我国第一条家庭暴力熱線在兩難夾縫中停辦」同1996年2月9日。②に関しては、HP (<http://www.maple.org.cn/>)と王行娟「中国 NGO 反対家庭暴力的行動」(2005年7月22日) (http://www.genderandlaw.org.cn/show_news.asp?id=136&dei=15) (2005年9月19日アクセス)、王行娟主編『在社区中賦權婦女』(中国婦女出版社、2005年。「家庭問題社区関与実験」プロジェクトついて)、③に関しては、高小賢「拡大社会支持、預防和制止家庭暴力」中国法学会ほか編著『防治家庭暴力研究』群衆出版社、2000年、274-275頁とHP (<http://www.westwomen.org/>)、反 DV 小組に関しては「反対家庭暴力 行動与对策」『中国婦女報』2000年1月20日、そのほか全体として陳明俠「消除基于性別的暴力 中国 NGO 在行动」(2005年9月1日) (<http://www.stopdv.org.cn/article.asp?id=2234>) (2006年3月15日アクセス)と記載事項について本文中の注に挙げた文献より作成。

表2 DV関連法規

2000年2月	遼寧省高級人民法院、婦連など5つの機関・団体「DVの予防と制止に関する規定」：省レベル初の規範的文書
3月	湖南省人民代表大會常務委員會「DVの予防と制止に関する決議」：省レベル初の地方的法規
2001年4月	2001年婚姻法公布・施行：DVの禁止、法律的责任など規定
5月	中国婦女發展要綱（2001-2010年）：女性に対するあらゆる形態の暴力禁止をうたう
2004年7月	河北省DV予防・制止条例（9月施行）：「条例」の名称を持つ初の地方的法規
2005年8月	婦女權益保障法改正（12月施行）：DV禁止、国家の責任など規定

注：ゴシック体は国家レベルの法規を示す。

いう文言が加わった。

ただし、論議の過程では「婚姻内強姦禁止規定を入れるべきである」という意見も出ていた。全人代の常務委員会においても、勧告や調停には「被害者の請求」が必要である点などに批判が出たが、それらの意見は取り入れられなかった。

以上で述べた経過から見て、婚姻法へのDV防止規定の導入には、国際社会の動向とともに国内のNGOや婦連の活動が一定の影響を与え、草案の修正に際しても下からの意見が規定を若干ながら強化する力になったと言えよう。ただし、もちろんそうした意見がすべて取り入れられたわけではない。

二 婚姻法改正後も残る問題点

NGOなどは、婚姻法改正後も以下のような問題点が残っていることを指摘している。

まず、DVについて、最高人民法院による婚姻法の司法解釈は、「殴る・縛る・傷つけ殺す・強制的に人身の自由を制限する、またはその他の手段によって家庭成員の身体・精神の面に一定の傷害という結果を与える行為を指す。持続的で経常的なDVは虐待を構成する」(二条)と定義している。

この定義に対しては以下の批判が出ている。第一に、精神的暴力や性的暴力、経済的支配に言及していないが、そうした形の暴力も深刻である。例えば夫を殺した女性の多くは、性的虐待を受けてきた人々である。第二に、法律上婚姻関係にある者間の暴力に限定されていて、恋人や離婚した元の夫からの暴力は含まれていない。第三に「一定の傷害という結果」が必要であり、軽微な暴力は含まれていない。しかしDVは持続性に特徴があるので、軽微なものでも無視できない。

また、改正された婚姻法は、先述のように刑事責任や行政処罰にも言及しているが、それらの根拠となる刑法や治安管理条例(現在は治安管理条例)の關係条項は何ら改正されておらず、DVに対する言及はない。刑法の傷害罪に触れるのは軽傷以上の傷を負わせた場合だけである。軽傷とは「組織・器官の構造に一定程度の損害または部分的な機能障害の損傷をもたらすこと」(二)人体軽傷鑑定基準(試行)であり、夫に殴ら

れてもこの基準には達しない女性が多い⁽¹⁶⁾。治安管理処罰条例による行政処罰の場合でも軽微な傷を負っていることが必要であり、平手打ちされただけで軽微な傷も負っていないような場合には適用できない⁽¹⁷⁾。また、検察院が職権に基づいて必ず公訴しなければならぬのは重傷の場合だけであり、とくにDVの場合同様、軽傷のときは、「家庭内のことだから」という理由で公訴せず、被害者が自訴しなければならぬ場合が多い。しかし、DVだからこそ、女性の大多数は離婚を決心しないかぎり、夫からの報復などを恐れて自訴できないのである。また刑事訴訟法は自訴事件の場合は、訴えた人に立証責任を負わせており(一七一条)、その点でも本人の負担が重い。

刑法には「家庭成員を虐待し、情状が劣悪な者」を罰する虐待罪(二六〇条)もあるが、虐待罪の場合は、はじめから条文で、被害者が「告訴してはじめて処理する」とされている。

また、かりに告訴しても虐待罪は認定されにくい。ある女性は、結婚した時から二〇年以上夫から殴られ続けたため、視力が一・五から〇・三に低下し、肋骨も二本折れるなどの傷害が残ったので、離婚した夫を虐待罪で訴えた。法院は、被告人が彼女を一〇回殴打(二審では一三回、うち四回は入院)した事実は認められたけれども、彼の行為は「経常性・連続性・一貫性を有しておらず、また、そうした行為が起きたのには理由があり、故意に虐待したのではない」と述べて、虐待罪の成立を認めなかった。

この判決に対しては次のような批判が出ている。第一に、法

院は、殴ること自体ではなく、「虐待」が故意でなければならぬと狭く考えている。第二に、家庭の外の事件だったら、殴ったのは「理由がある」からといって、法院は責任を免除しないはずだ。その「理由」も、生活上のこまごましたことにすぎず、法院の結論の背後には「妻は夫の言うことを聞くべきであり、そうでなければ夫は暴力をふるってよいという含みがある」。第三に、窃盗の常習行為を対照すれば、二〇年間で一三回というのは持続的な虐待行為と言いうる。

また、刑事ではなく民事事件として訴えた場合についても、「婚姻法が改正されて四年来、DVの被害者が損害賠償を獲得した事例は極めて少ない⁽¹⁸⁾」という。その原因は、DVの認定そのものが困難であることのほか、第一に、中国は基本的に夫婦共有財産制なので、離婚しないかぎり損害賠償が獲得できないこと⁽¹⁹⁾、第二に、民事訴訟においては立証責任が訴えた側にあるが(民事訴訟法六四条)、DVは第三者がいけない場で発生することが多く、立証が容易でないことにある⁽²⁰⁾。

法的には厚い壁にはばまれているDVの現実的な解決は、社区(地域コミュニティ)においては主に婦連の職責とされている。しかし、婦連は大衆団体にすぎないので、権限に限界がある。また婦連や居民委員会は、しばしば女性を批判・教育することによってDVに対処する。例えば、ある婦連の人は「私は被害者の女性がふがいないと思つたら、まず彼女を教育した後で彼女を援助する」と言い、ある居民委員会の主任は「くどくど言うことによって起きた暴力なら、くどくど言わないよう彼女

たちを教育する」とか、「彼女に自分の権利を教えて……自強するよう教育する」とか言う。すなわち「行政的な業務のやり方で被害女性を教育し、『資質が低い』『自強でない』と責めることさえあり、平等に尊重する態度に欠けて」おり、こうした姿勢は被害者に「プレッシャーを与え、自卑的にし、二次被害を与えかねない」と指摘される。女性に「自強」（「ぶがいなさ」への批判もその文脈で捉えられる）や「資質の向上」を要求するのは一九八〇年代以来の婦連の方針であり、そうした方針自体が問題をはらんでいる面もある。

婦連や居民委員会の人は、夫婦間の調停によってDVを止めようとすることも多い。しかし調停には「双方が平等に協議をする能力が必要とされるが、加害者と被害者はそのような能力を持っていない」、「すでに発生した暴力行為がどちらの責任によるものかまでには通常は及ばない」という問題がある。また単位社会（国家が、企業などの小共同体をつうじて個人々々を管理・統制するとともに、経済的・社会的保障を提供する社会のあり方）の解体に伴って、調停をおこなう居民委員会や単位の機能は弱まりつつある。

DVに直接関与できるもう一つの、より強い権限を持った機関は警察であるが、多くの警官は、婚姻法改正後も相変わらず「家庭の私事」であるという理由で、DVに関与しようとしにくい。関与しても、法的に解決するのではなく、調停によって処理し、その際しばしば「暴力の責任と原因を被害女性のせいにし……女性を叱って良妻賢母にすることによって問題を解決し

ようとする」。

これらは警官の意識の問題でもあるが、法律にDVに対する警察の関与についての手続規範がないことも、警官が現場の調査や当事者・証人への質問、文書の作成をきちんとしないことや被害者に二次被害を与えることにつながっている。

こうした現実を理解せずに、DVが原因である夫殺しに対しても、検察官や裁判官は、妻は警察に助けを求めるか離婚するべきだったと考え、妻を重罰に処する。しかし、警察はあまり助けにならず、離婚を切り出したら暴力が激化するケースも多い。

また刑法では、正当防衛は「まさに行われている不法な侵害」に対してしか認められない（二〇条）。これは男性どうしの場合を基準にしており、妻が暴力をふるう夫にその場で刃向かったら、いつそうひどい目にあわされることが考慮されていない。

DVについての報道にも、陰惨な暴力の細部ばかりを描写する猟奇的なものや、火傷を負った被害者の写真を掲載するようなプライバシー無視のものが見られた。また、被害者が助けを求めないことを責める報道や、個々の女性の悲惨な状況を報道するだけで、どう社会的にサポートすべきかに目を向けない報道も多い。

以上の問題点について、その思想的な背景に注目してまとめてみよう。

DVへの関与は警察からは軽視され、権限が弱い婦連の職責

とされている。こうした背景として、警察は「犯罪行為が国家の利益と社会の利益を損なうか否かという角度から考える」とや、DVは「家庭の私事・私領域の問題であり」、「およそ家庭に関することは婦連が管轄すべきだ」という認識があることが指摘されている。すなわち、DVが軽視される一因は、公と私（国家・社会と家庭）の分離を前提に、前者を重視し、後者を女性の領域として軽視する考え方と言えよう。

また、虐待罪の規定や裁判のあり方は、「立法と司法実践」が「家本位の観念からまだ完全に脱却していない」ことを示している。DVは「家本位の観念からまだ完全に脱却していない」ことを示している。DVの定義が狭いことや夫婦間の調停によってDVを処理することも、「家（族）本位」の考え方の現れと考えられよう。

また、警察がDVを被害女性のせいにするのは、「警察が夫権文化の中にいる」からだと言われている。刑法の正当防衛の考え方や民事（刑事）訴訟法において被害者に立証責任を課していることに限らず、被害女性が社会的に弱い立場に置かれている現実を無視した男性中心的な発想を指摘することが可能であろう。

以上より、DVへの対処の問題点の背景には、公と私（国家・社会と家庭）の分離や男女の役割分担を前提にした、国家・家族中心の考え方や夫・男性中心の考え方があるとまとめられよう。婦連や居民委員会も、国家・社会や男性ではなく被害者の側に問題を求める場合があり、こうした考え方から無縁ではない。

三 DV反対ネットワークの活動とその特徴

二〇〇〇年、DV反対の活動や研究に携わっている人々によって、中国法学会の支持の下、国外の諸団体（フォード財団、オランダのオックスファム、スウェーデン国際協力開発庁、オスロ大学人権センター）から資金援助も得て、「女性に対するDVに反対する対策の研究と関与」プロジェクトが開始され、同時に「DV反対ネットワーク」（反対家庭暴力ネットワーク）以下「DV反対ネット」と略す）が結成された。

DV反対ネットは、DVに関する調査・研究・宣伝や中国における対策の提示を目標とした緩やかなネットワークである。個人会員と団体会員があり、北京在住の研究者やNGOの関係者が中心であるが、地方の婦連の参加も増えている。特定のNGOがサブ・プロジェクトを担う場合もあり、例えば法律的援助は、北京大学法学院女性法律研究・サービスセンターが担当し、メディアに関しては、女性メディアモニターネットワーク（婦女伝媒監測網）という女性に関する報道を監査し提言するNGOが担当している。④⑤ 大多数の人々は自分の仕事をしながら活動している。

DV反対ネットは、国内シンポジウム（二〇〇一年）と国際会議（二〇〇二年）を開催し、機関誌の『プロジェクト通讯』④（のちネットワーク通讯）を発行しつつ、調査や各方面への働きかけに取り組んでいる。

まず二〇〇〇年から翌年にかけて、約三千八百人の男女を対

象にDVに関する調査をおこなった。その成果として、身体的暴力が発生したことのある家庭の比率が三四・七%に達する(農村で四二・〇%と高いが、都市でも二七・五%)などさまざまな調査結果を得て、それに基づいてDV防止法の制定などを提言した。とくにDV被害者の女性に対しては個別に聞き取り調査をおこない、彼女たちの心身の傷の状況や警察・法院の対応の問題点などを明らかにした。⁽⁴⁾

また、DVに対する関与モデルを探索するために、試験地区を都市と農村に「か所ずつ設けた(北京市豊台区右安門街道と同市延慶県劉斌堡郷)」。この二つの地区では、行政の協力も得てDV反対の宣伝を広範にするとともに、婦連や居民委員会・街道事務所幹部、警察官・検察官・裁判官らに対して、DVに関する研修(後述)をおこなってきた。こうした研修を通じて、多くの機構が協力してDVに対処すること(多機構合作)を目指している。男性加害者に対しても心理治療教育を試みている。

ただし、農村は、人口がまばらで交通も不便であり、警察や法院の協力も得にくい。それゆえ、多くの機構がネットワークを作ったり、その中枢にDVの専門機構を設置したりする必要がとくに大きい。そのため農村の試験地区の延慶県では、政府・婦連・党・警察・検察・司法などの諸単位とDV反対ネットワークとが共同で「女性法律權益指導サービスセンター」と「DV反対事務局」を設けた。また、テレビやラジオによる宣伝のほか、身近で発生したDVの事例を郷土色の強い小品・評劇・

「快板」などの文芸プログラムにして、各郷鎮を巡回して上演するなどの工夫もしている。⁽⁴⁾

また、医療の面からは、豊台区の鉄営病院を試験病院にして、被害者をサポートする試み(被害者の傷の記録、法律などの情報提供、心理的サポート、警察や婦連とのネットワークづくりなど)をしている。⁽⁴⁾

先述のDVに関する研修は、ジェンダー視点を導入しておこなわれている。研修の対象別に出版された教材を見ると、いずれも一章を割いて「ジェンダー」概念の説明に当て、男女のあり方や役割が社会的に形成されることを強調している。そのうち警官向けの教材は、女性にも責任を求めようという態度(「なぜ彼はあなたを殴ったのか」と聞くなど)を戒めるとともに、「調停は女性の權益を代償にする可能性がある」ので「DV事件に対する警察の調停は非常に慎重にすべきである」と教えている。⁽⁴⁾また、社員の人員やソーシャルワーカーのための教材は、「工作の態度」として「女性を中心にすること」を掲げる。具体的には「彼女たちを、夫や子どもや家庭に付属したものであるのではなく、一つの独立した単位とみなす」べきだと述べる。⁽⁴⁾被害女性の援助のための教材も、「核になる理念は、被害女性の自己のエンパワメント」だと言う。⁽⁴⁾

以上のような社会に対する取り組みに対して、被害女性を直接エンパワメントするグループもある。エンパワメントとは、「[資訊・ネットワーク・資源(財力・物力、時間・空間など)・決定能力を獲得する]」ことであり、「彼女たち個人の努力だけ

のできることはない。⁽⁵⁾「自分が尊重され、信頼されていることが感じられる平等な環境」をはじめとした様々なものが必要だが、一つの方法が「被害女性サポートグループ」である。ここでは、被害者が経験を分かち合うとともに、DVやジェンダーや法律の学習、心理的補導、DVに関する討論などをおこなう。二〇〇三年から三つのグループ（二つは都市、一つは農村）に分かれて活動しており、ソーシャルワーカーがグループ長をつとめるが、指導者ではなく、サポート・激励、協力、推進などの役割を果たすべきだとされる。⁽⁶⁾

個別の被害者を直接助ける方法として、DVを原因とする夫殺しの減刑の取り組みもある。弁護士のカナダ留学中に学んだ「バタードウーマン・シンドローム」の理論（夫から暴力を受け続けた女性が、無力感に陥って夫のもとを離れられなくなり、最後には夫を殺してしまう場合もあることを説明する理論）を、二〇〇〇年、『中国婦女報』で紹介した。⁽⁷⁾

この理論は裁判でも活用され、一定の成果を挙げている。まず二〇〇一年に、内蒙古婦連から弁護士として招聘された劉巍（北京大学法学院女性法律研究・サービセンスター）がこの理論によって裁判官を説得し、一審の死刑判決を二審では死刑執行猶予に減刑させた。また二〇〇三年には、河北省婦連から招聘された陳敏が、一審の死刑判決を二審では懲役一二年にまで引き下げさせた。正当防衛であるという陳敏の主張は、法律的根拠がないという理由で退けられたが、法律界で反響を呼んだ。⁽⁸⁾最近では執行猶予の付いた判決も出ている。ただし基準

がないため、死刑もあり、全体として重すぎると指摘される。⁽⁹⁾

法律自体を変える取り組みもある。DV反対ネットは、二〇〇二年、「DV防止法」（家庭暴力防治法）の建議稿を発表した。⁽¹⁰⁾それは翌年、江蘇省と河北省の婦連の主席らによって全人代と全国政協にも提出された。⁽¹¹⁾

この建議稿は、DVを「家庭成員間に発生した身体的・精神的・性的あるいは財産上の損害をもたらす行為」（二条）と定義している。すなわち身体的暴力以外の暴力を含めており、また何らかの「損害」をもたらす行為を指している、必ずしも身体に「傷害」を残さなくてもよい。さらに「特殊に親密な関係の人やかつて配偶・同居関係だった人も家庭成員と見なす」と規定する。

また、県クラス以上の地方政府は、DVに関する法規の施行の指導・監督などをする「DV反対委員会」（政府の職員と専門家、民間団体の代表からなる）を設置し（六、七条）、居（村）民委員会は、政府の関係部門と協力して「DV投訴ステーション」と「DV相談サービセンスター」と被害者のシェルターを設立する（四五条）。

法院は、加害者に被害者の住居への立ち入りを禁ずるなどの「保護命令」を出す（一三〜二三条）とともに、刑事犯罪までには至らないDVに対して、「司法矯正処分」をおこなう。心理的・人格的矯正処分の場合、その執行は、DV反対委員会の指導の下の社会救助機構が責任を持つ（二四〜二六条。矯正が目的であり、必ずしも加害者を拘禁しない⁽¹²⁾）。建議稿はま

た、警察の職責（DV研修を含む）と法律的责任についても詳しく規定している（八、二八、六一条）。

民事事件に関しては、原告が提出する証拠や証明は「正常で合理的な第三者に、原告の主張や抗弁の理由が真に存在している」と認められるものであればよい（四〇条）として、原告の立証責任を軽減する。また原告は、夫婦の共有財産を分割して、加害者に自分の分の財産から賠償責任を果たすように人民法院に請求することもできる（五七条）。またDVを原因とする傷害・殺人は「処罰は軽きに従う、あるいは軽減・免除する」（六四条）ことを明文化した。さらに、夫婦が不和のために別居中の場合と離婚裁判中の場合に限られるが、「婚姻内強姦罪」（六六条）も設けた（五年以下の懲役か拘留）。

また、刑法などの現行の諸法の関係規定を改正すべきことも提起されている。

DV反対ネットに在るジャーナリストは、メディアの報道のモニタリング、同ネットの活動の報道、DVに関する特集面や専門欄の制作などをおこなっている。二〇〇三年には「DV報道の職業準則」も作成した。その内容は「暴力の原因を簡単に被害者の軟弱さのせいにはしない」「暴力の細部はできるだけ描写しない」「被害者のプライバシーを尊重する」「DVを特定の集団や地域（農村、下崗失業者、学歴が低いなど）に関連づけない」「救助の情報や国内外のDV防止の現状や研究、実践を紹介するよう注意する」などである。

以上、DV反対ネットは、調査研究によってDV問題の量的

質的重大性を明かにしたうえで、前節（二）で述べた諸問題の解決を試みていると言えよう。それらの活動を、前節と同じく思想的な背景に注目しつつまとめてみる。

DV反対ネットの活動の一つの特徴は、警察や法院を含めた多くの機構が関与する「多機構合作」という方法にあるが、その背後には、婦連などが主となる古い方法と違って、DVは女性や家庭だけの問題ではなく社会全体の問題だという認識がある。この点は、DV防止法の建議稿において、政府と民間とが協力する「DV反対委員会」を設置することなどにも現れている。

また「ジェンダーとDV反対」研修によってDVに対処するという方法の背後には、夫婦間の調停などによって処理する旧い方法と違って、DVを社会的に不平等なジェンダー関係の反映として捉える認識がある。また、研修の内容も、女性を家族や夫に従属したのではなく、独立した単位として尊重するように説くものである。こうした観点は、被害女性サポートグループによって女性が個人として尊重される環境を創出することなどにも現れている。

前節で述べた従来のアプローチは国家や家族を中心に考えるのに対して、DV反対ネットは、被害者の女性個人を中心にしておいて、公と私（国家・社会と家庭）の分離や男女の役割分担を前提にせず、DVを社会全体の問題として扱っていると言える。

また農村にも別個に試験地区を設けて、取り組みにも工夫を

加えるなど、農村の独自性にも配慮している。

四 行政の取り組みとその限界

国務院が婚姻法制定の翌月の二〇〇一年五月に公布した「中国婦女発展要綱（二〇〇一―二〇一〇年）」は、「女性と法律」の項で「女性に対するすべての形式の暴力を禁止する」という目標を掲げた。

地方では、二〇〇〇年以後、各省が「DVの予防と制止に関する決議」（「決定」「条例」という名称の場合もある）といった名称の地方的法規や規範的文書（この場合の名称は「規定」「意見」「通知」など）を出しはじめた。二〇〇五年までに一五の省・自治区が地方的法規を制定し、その他に八つの省と直轄市が規範的文書を出した。これらの法規や文書の中には、婚姻法と違って、DVの定義として「性侵害」を含めるものや警察の職責（手続規範など）を比較的具体的に規定しているものもある。こうした地方的法規などは地方での経験を積み上げる意味を持っており、全国的法規の制定に結びつく可能性もある。

制定の背景としては、地方の婦連やNGOの働きかけも重要である。例えば最初に制定された湖南省の地方的法規は、同省の婦連がDVの調査研究を開始して五年来の努力の成果だったという。また陝西省の場合は、陝西省女性理論婚姻家庭研究会が一九九九年、DVに関する調査研究報告や「陝西反DV条例」を制定する建議を、婦連を通じて省の人代に提出し、自ら九章・四一条の試案（第一稿）も作成した。そうした成果とし

て、同省は二〇〇〇年、「DVの予防と制止に関する通知」という規範的文書を出し、二〇〇二年には「DVの予防と制止に関する決議」という地方的法規を採択した。

しかし、陝西省が出した「通知」は六条、「決議」も一条のものにすぎなかった。他の地方的法規も大半は二〇条を超えておらず、保護命令制度などもない。「家庭と社会の安定のため」という文言もたいてい入っている。また、遼寧省からの報告によると、「家庭の事件をこれ（＝地方的法規）に依拠して処理する場合は比較的少なく、これらの規定を引用することは重視されていない」という。

法律の制定ではないが、地方ではさらに小さな単位での取り組みも見られ、「DVゼロ社区」の創建を掲げる省や地区もある。「DVゼロ社区」では、DVに関する法制の宣伝、投訴機構の設置、警察による関与などに力を入れている。先進的な社区では、被害者の救助資金やシェルターも設けている。しかし、そうした社区はまだごく一部である。また、各地の「DVゼロ社区」の方針には、DVが発生したら必ず介入することともに、たいてい「予防を主にし、調停を先にし、総合的に管理する」ことが掲げられている。けれども、調停には先述の問題点がある。また「総合的管理」は、「多機構合作」に近いが、後者と違って「主に社会の治安と社会的秩序の維持に着眼している」という指摘もある。その一方、「ジェンダー」という語はめったに出てこない。

以上のように、国家レベルでプログラムが提示されるととも

に、婦連やNGOの働きかけもあって、一部地方の行政もDVに対して国の水準を上回る取り組みを始めた。しかし、行政のそうした取り組みは、依然として「社会の安定」に主眼を置くなどの限界も持っている。

五 各レベルにおける取り組みの発展

二〇〇三、四年以降、DVに対する取り組みは新たな発展をみせている。最も活発なのはNGOであり、DV反対ネットは活動範囲を広げつつある。例えば都市部の試験地区を右安門街道だけでなく、北京市の中心八区の各地に広げる試みをしている。

質的な発展として第一に注目されるのは、取り組みがDVや婚姻内強姦だけでなく、女性に対する暴力一般や性暴力一般へと広がりつつあることである。

例えば、黄静という女性教師が男友達に強姦されて死に至らされる事件が二〇〇三年に起きたが、それに対して中山大学ジェンダー教育フォーラム（艾曉明ら）やDV反対ネットは、「私たちに暴力のない世界が必要だ」という集会を開催するなどの活動をした。

また、「Vデー」という、「女性が暴力と戦って勝つ」という理念に基づく国際的活動（Vは勝利、バレンタインデー、ヴァギナを表す）が中国でも始まった。その一環として、二〇〇三年、DV反対ネットと中山大学ジェンダー教育フォーラムは、女性に対する性暴力を告発した演劇、「陰道独白」を上演し

た。艾曉明は、中国のDV反対活動でよく用いられるスローガンである「女性に暴力のない世界を与える」と違って、Vデーの「女性が暴力と戦って勝つ」というスローガンは、女性の主体性・能動性を強調していると述べ、私たちがVデーの理念に賛同する理由はそこにあると言う。この点は、女性の「個」をいつそう強調する動きと言えよう。

第二に注目されるのは、国連の女性差別撤廃委員会の勧告の活用である。同委員会は、女性差別撤廃条約を批准した国から提出される報告書を審議して勧告などをする機関であり、一九九九年、中国政府に対して、一般的勧告（すべての国を対象にした勧告）の一九号「ジェンダーに基づく暴力」に照らして、中国の法律と政策を点検・修正するよう勧告した。具体的には、DVに関する特別の法律を制定すること、シェルターや電話相談などの被害者向けサービスをとおこなうこと、法を執行する公務員や保健人員を訓練することなどを求めた。

この勧告に強制力はなく、当時は中国国内では報道すらされなかった。しかし、二〇〇四年、北京大学法学院女性法律研究・サービスセンターがスパンゲンバーグ・グループ（Spangenberg Group、司法プログラムの改善を担うアメリカの会社。中国での活動はフォード財団の支援を受けた）と開催した「女性に対するDVに反対する専門工作会議」でこの勧告が議論され、DV反対ネットの林建軍（中華女子学院）も同年、この勧告に応えるよう主張した。翌二〇〇五年に出版された中華女子学院法学部の研究者グループの著作も、一般的勧告第一九号に基づく

形で、専門的機構の創設などの政策を主張した。

全国婦連も、二〇〇五年にはその法律援助センターがDV電話相談を開始した。また同年、全国的な「DVゼロ模範社区」経験交流会を開いたのは、地方の経験を全国化する動きとして注目される。

行政においても、二〇〇四年に制定された河北省の地方的法規と二〇〇五年に制定された海南省のものは二〇条を超えており（二二条と二一条）、それまでより少し詳細である。また、河北省のものは初めて「条例」という名称を付け、海南省のものは最も詳細に関係機構の証拠収集責任と拳証責任を規定した。また、北京市では二〇〇五年から、DVのために罪を犯した受刑者は仮釈放されやすくなった。

国家レベルでも、二〇〇五年八月二八日に婦女權益保障法改正案が成立し（同年一月一日施行）、同法にもDV禁止が規定された（四六条）。その際、「国家は、DVを予防・制止する措置を取らなければならない」と、抽象的ながら国家の責任も規定した。

このように、最近DVに対する取り組みは、NGO、婦連、地方行政、国家の各レベルにおいて、それぞれの形で発展している。

おわりに——今後の課題——

以上で述べてきたように、国際社会の動向やNGO・婦連の活動などによって、中国では二〇〇一年に婚姻法にDV禁止規

定が導入された。しかし、そこには多くの限界があり、その背景には国家・家族中心、夫・男性中心の考え方があつた。それに対してNGOのDV反対ネットは、被害者である女性個人を中心に考えた取り組みをおこなっている。こうしたNGOや婦連の働きかけもあつて、一部地方の行政なども国の水準を上回る取り組みを始めた。とくに最近では、NGO、婦連、地方行政、国家の各レベルで取り組みが発展している。

中国におけるDVに対する取り組みは国際的な援助も得て、このように一歩一歩前進しつつあるが、まだ重大な限界もある。そこで最後に、今後の課題を政府・婦連・NGOのそれぞれについてまとめておこう。

DV反対ネットの陳明侠は、政府の今後の課題として以下の点を挙げている。(1)国家的レベルでの統計作成、(2)DV防止法の制定と関連法規の改正、(3)政府主導の多機構合作の暴力防止システムの構築、(4)全党・全人民、とくに政策決定をする者や法律を執行する者に対する研修、(5)政府が十分な予算を割り当てること。(5)に関しては、「NGOと婦連が展開する反暴力の活動は深刻な資金不足にあり、若干の資金も大部分は国外の財団と国際協力プロジェクトから来たものである」という指摘もある。

二〇〇五年八月に改正された婦女權益保障法における国家の責任を定めた条文は、同法が基本法であることもあり、今後の具体化が期待される。しかし、同じ八月二八日に治安管理条例にかわつて成立した治安管理条例（二〇〇六年三月一日

施行)の關係条項は依然としてDVに言及さえしておらず、前途は楽観できない。

こうした政府の政策の限界の一つの背景として、中国において運動の主体たるべき婦連やNGOがそれぞれ持っている限界がある。

中国唯一の全国的な女性組織である婦連は、政府への働きかけや機関紙での報道の点においては一定の積極的な働きをしている。しかし婦連は「半官」的な性格を持っており、近年「機能の上ではしだいに独立してきた」とはいえ、「DVに反対する問題において、政府に対する主張と要求はまだ圧力になりにくく、独立した政策決定……は不可能であり」、政府に「やんわりと頼み込んだり、すったもんだ言ったりする」ことしかできない。

また、婦連の活動の中心は相変わらず女性を国家建設に貢献させることであり、全国婦連はまだDV反対ネットのメンバーでもない。DVの責任を女性の側に求める傾向も残っている。

NGOであるDV反対ネットは、運動において先進的な役割を果たしている。しかし、その弱点として「周縁的な集団に対する関心が不十分である」ことが二〇〇四年の年次総会で指摘されている。具体的には「留守女兒(父母が出稼ぎに行つて農村に残っている女兒)の性傷害」や「流動女性(よその土地の戸籍を持った居住者。農村から都市への出稼ぎが大多数)の性侵犯」が今後の課題として挙げられた。また取り組みが「主に都市と近郊であり、遠い辺鄙な農村は依然として死角である」

という指摘もある。

これらの点は、DV反対ネットの個人会員は北京在住者だけであるなど、同ネットの組織的な広がり乏しさとも関係していると考えられるが、その点は、政府の政策決定に対する同ネットの影響力の乏しさにもつながっているよう。

注

〔1〕一九六〇年代の北アメリカの女性解放運動において、女性に対する夫や恋人からの暴力を指して使われはじめた言葉であり、中国における取り組みも現在のところ、そうした暴力に対するものを中心である。ただし、中国語の「家庭暴力」という言葉自体は、家庭内の暴力一般を指す場合が多く、後述のDV反対ネットも、近年は親から子どもに対する暴力に対しても取り組みを始めている。しかし本稿では紙幅の関係もあり、女性に対する暴力に焦点を絞る。

〔2〕榮維毅・趙穎編著「警察培訓手冊」中国社会科学出版社、二〇〇四年、一九頁。

〔3〕郭慧敏「反家庭暴力呼吁立法」『中国婦女報』一九九九年一月二十八日。

〔4〕「曾遭家庭暴力不是從輕的理由？」同右二〇〇二年一月十七日。注〔3〕〔4〕ともに、法院がDVを「家務瑣事」としてしか認識していない状況にも言及している。

〔5〕DVをめぐる政策と活動全般については、Marianne Hester, "Domestic Violence in China," J. Radford, M. Friedberg, L. Hame (ed.), *Women, Violence and Strategies for Action* (Philadelphia: Open University Press, 2000) 〇〇-〇〇 Cecilia Milwetz, "Activism Against Domestic Violence in the People's Republic of China," *Violence Against Women*, Vol. 9 No. 6 (2003) 〇〇-〇〇 DVに関するNGOの活

動を検討して、それらの団体の活動家は、外国訪問や国連の活動、資金援助団体などを通して国際的な影響を受けたこと、婦連は彼女らの行動をときに妨げ、ときに助けたことなどを指摘している。

〈6〉郭艶秋・蔡一平「消除家庭暴力、新聞媒介如何警鐘長鳴」郭艶秋・蔡一平編著『誰是霸王誰是姬』中国婦女出版社、二〇〇一年、一六八—一七四頁。

〈7〉Milwerts, op. cit., pp. 637, 639, 649.

〈8〉高小賢「拡大社会支持・預防和制止家庭暴力」中国法学会ほか編著『防治家庭暴力研究』群衆出版社、二〇〇〇年、二七四—二七五頁。

〈9〉「全国婦聯対『婚姻法』提出修改建議(一) 家庭暴力輕的也応法治」『中国婦女報』二〇〇〇年八月二八日。

〈10〉「中華人民共和国婚姻法(修正草案)」同右二〇〇一年一月一五日。

〈11〉「中華人民共和国婚姻法」同右二〇〇一年四月三〇日。

〈12〉鮑傑「婚内強奸」不応回避」同右二〇〇一年三月二九日。

〈13〉「盼通過 望實施 全国人大常委会分組審議婚姻法修正案草案」同右二〇〇一年四月二六日。

〈14〉「關於適用『中華人民共和国婚姻法』若干問題的解釈(一)」『法制日報』二〇〇一年二月二七日。

〈15〉総合的な批判としては、陳明俠「婚姻法修改与禁止家庭暴力」(二〇〇五年九月六日) (http://www.gendrandlaw.org.cn/show_news.aspx?id=25&cid=15) (二〇〇五年九月一六日アクセス)、李明舜・林建軍主編『婦女人權的理論与实践』吉林大学出版社、二〇〇五年、二九一頁。性的虐待に関しては、王行娟「反家暴法律實施難——来自受虐婦女的呼声」『中国婦女報』二〇〇二年五月三〇日、結婚前の暴力が結婚後も連続する状況は、紅楓婦女熱線個案分項目「熱線個案研究之結論与建议」

「項目通訊」第六期、離婚後の暴力は、王玉艶・曲秀珍「本已不幸離異 豈能再受欺凌——關於離婚後暴力現象的調查与思考」『法制日報』一九九五年二月二一日、輕微なDVが持続する問題は、齊華英「關於家庭暴力法律援助分項目總結報告」北京大学法学院婦女法律研究与服務中心編『家庭暴力与法律援助』中国社会科学出版社、二〇〇三年、三四—三五頁参照。

〈16〉郭慧敏「对婦女暴力法律処置的難点及对策」榮維毅・宋美姪主編『反对针对婦女的家庭暴力』中国社会科学出版社、二〇〇二年、一四三頁。重傷・輕傷・輕微傷の細かな基準については、楊静ほか編著『医务工作者資源手册』中国社会科学出版社、二〇〇四年、一五五—一七六頁。

〈17〉榮維毅「警察干预家暴·難点与对策」『中国婦女報』二〇〇二年六月三日。

〈18〉劉巍「建立家庭暴力案的檢察院直接公訴制度」北京大学法学院婦女法律研究与服務中心編、前掲書、九一頁。

〈19〉以上は、齊華英「我国刑法制裁家庭暴力的缺陷及其完善」同右、九九—一〇六頁。

〈20〉陳明俠、前掲論文「婚姻法修改与禁止家庭暴力」。

〈21〉于蓉「丈夫打傷妻子应承担民事賠償責任」北京大学法学院婦女法律研究与服務中心編、前掲書。

〈22〉「家庭暴力問題亟待立法」『中国婦女報』二〇〇三年四月七日。

〈23〉以上は、朱東武「社区工作者介入婚姻暴力的方法研究」榮維毅・黄列主編『家庭暴力对策研究与干预』中国社会科学出版社、二〇〇三年、一一〇—一二四頁。

〈24〉李洪涛・齊小玉編著『受暴婦女的援助与輔導手册』中国社会科学出版社、二〇〇四年、一三五頁。

〈25〉全国婦連は一九八三年の第六回大会で、女性の地位向上には「自尊・自愛・自重・自強」の精神や「資質の向上」が必要だとし、一九八八年の第七回大会では「自尊・自信・自立・自

強」というスローガンを掲げた。

〈26〉 陳敏「解決家庭暴力糾紛不應適用調解」栄・黄主編、前掲書「家庭暴力対策研究と干預」、八四—八六頁。

〈27〉 楊静「反对家庭暴力的政策成因——社会建構論的觀點」栄・宋主編、前掲書「反对針對婦女的家庭暴力」、一七—二頁。

〈28〉 趙穎「警察執法指導思想的变化与对家庭暴力受害者婦女的法律援助」栄・黄主編、前掲書「家庭暴力対策研究と干預」、二五—二五八頁。

〈29〉 栄、前掲論文「警察関預家暴・难点と対策」。

〈30〉 劉巍「從「以暴抗暴」談「受虐婦女綜合徵」理論在我国的借鑒」栄・黄主編、前掲書「家庭暴力対策研究と干預」。

〈31〉 郭、前掲論文「对婦女暴力法律処置的难点及对策」。

〈32〉 郭・蔡、前掲論文「消除家庭暴力、新聞媒介如何警鐘長鳴」、一七一—一七四頁。

〈33〉 王鳳仙「怎樣報道家庭暴力」『中国婦女報』二〇〇二年二月二日。

〈34〉 趙、前掲論文「警察執法指導思想的变化与对家庭暴力受害者婦女的法律援助」、二五五—二五六頁。

〈35〉 朱、前掲論文「社区工作者介入婚姻暴力的方法研究」、二七一—二八頁。

〈36〉 齊、前掲論文「我国刑法制裁家庭暴力的缺陷及其完善」、一〇六頁。

〈37〉 趙、前掲論文「警察執法指導思想的变化与对家庭暴力受害者婦女的法律援助」、二五七頁。

〈38〉 以上は、DV反对ネットH Pの反对家庭暴力網 (<http://stopdvcn.com/>) に詳し。

〈39〉 「中国反家庭暴力项目的早期評估報告」『項目通訊』第七期。

〈40〉 国内シンポジウムの記録が栄・宋主編、前掲書「反对針對婦女的家庭暴力」であり、国際会議の記録が栄・黄主編、前掲

書「家庭暴力対策研究と干預」である。

〈41〉 反对家庭暴力網の「網絡通訊」欄 (<http://www.stopdvcn.com/class.asp?id=4>) で閲覧可能(二〇〇六年三月二〇日現在)。

〈42〉 調査結果や提言は、張李璽・劉夢主編「中国家庭暴力研究」中国社会科学出版社、二〇〇四年。

〈43〉 宋美姪・薛寧蘭主編「婦女受暴口述実録」中国社会科学出版社、二〇〇三年。

〈44〉 齊小玉・李洪濤・朱東武「城市社区家庭暴力干預模式的探索与实践」、趙淑華・田小梅「創建有中国特色的反家庭暴力的農村模式」(ともに栄・黄主編、前掲書「家庭暴力対策研究と干預」) など。

〈45〉 趙・田、前掲論文「創建有中国特色的反家庭暴力的農村模式」。

〈46〉 矯楊「增權」与反对家庭暴力医療干預实践」栄・黄主編、前掲書「家庭暴力対策研究と干預」。

〈47〉 栄・趙編著、前掲書「警察培訓手冊」、楊ほか編著、前掲書「医务工作者資源手冊」、李・齊編著、前掲書「受暴婦女的援助与輔導手冊」、王京霞ほか編著「法官・檢察官・律師培訓手冊」、劉夢編著「社区行政人員・社会工作者培訓手冊」、馮媛編著「媒体工作者培訓手冊」、陶勸恒・鄭寧編著「施暴者教育与輔導培訓手冊」、李洪濤・齊小玉編著「受暴婦女援助画冊」、陶勸恒編著「施暴者教育画冊」(すべて中国社会科学出版社、二〇〇四年)。

〈48〉 栄・趙編著、前掲書「警察培訓手冊」、一〇二、一二三頁。

〈49〉 劉編著、前掲書「社区行政人員・社会工作者培訓手冊」、四〇—四三頁。

〈50〉 李・齊編著、前掲書「受暴婦女的援助与輔導手冊」、三頁。

- 〔51〕 同右、一一三—一五頁。
- 〔52〕 同右、九八頁。
- 〔53〕 「支持小組簡介」(http://sopdw.org.cn/article.asp?id=2112) (二〇〇六年三月一五日アクセス)。なお、中国で最初のサポートグループは、陝西省女性理論婚姻家庭研究会が二〇〇〇年に設立した(鄭安雲・李紅「社工支持小組對受虐婦女輔助的理論與實踐探索」榮・宋主編、前掲書「反對針對婦女的家庭暴力」)。
- 〔54〕 李・齊編著、前掲書『受暴婦女的援助與輔導手冊』、一七五、一八二頁。
- 〔55〕 陳敏「關注絕望的抗爭・受虐婦女綜合症理論與實踐」『中国婦女報』二〇〇〇年一月二日。
- 〔56〕 陳敏「受虐婦女綜合症理論在我国的實踐回顧」(二〇〇五年九月一九日)(http://www.gendernlaw.org.cn/show_news.asp?id=263&id=15) (二〇〇五年九月一九日アクセス)。正当防衛をめぐる論争については、馮編著、前掲書『媒体工作者培訓手冊』、五九—六五頁。
- 〔57〕 「受虐婦女殺夫」量刑偏重」『中国婦女報』二〇〇六年三月二八日。
- 〔58〕 「反家暴呼喚專門立法」同右二〇〇二年一月二日。
- 〔59〕 これに修正を加えた全文と釈義を、陳明俠ほか主編『家庭暴力防治法基礎性建構研究』(中国社会科学出版社、二〇〇四年)に収録。
- 〔60〕 シェルターに関する諸問題については、拙稿「中国のDVシェルターの歴史と現状」『中国女性史研究』一六号(二〇〇七年)。
- 〔61〕 陳明俠ほか主編、前掲書『家庭暴力防治法基礎性建構研究』、七九—八〇頁。
- 〔62〕 齊、前掲報告「關於家庭暴力法律援助分項目總結報告」、三四—三八頁など。
- 〔63〕 「運用媒体網絡反對家庭暴力」分項目三年總結報告」『網絡通訊』一八期。
- 〔64〕 馮編著、前掲書『媒体工作者培訓手冊』、一五〇—一五二頁。
- 〔65〕 朱、前掲論文「社区工作者介入婚姻暴力的方法研究」、一二九頁。
- 〔66〕 同右、一二九—一三〇頁。
- 〔67〕 「中国婦女發展綱要(二〇〇一—二〇一〇年)」『中国婦女報』二〇〇一年五月二日。
- 〔68〕 いずれも地方の人代で採択されたもので、その意味では効力に差異はない。ただし「条例」はより本格的なニュアンスがあり、五節で触れる河北省の条例について、同省の婦連は、「決議」ではなく「条例」にするには「多くの困難」があったが、「頑張り続けたことが勝利になった」(河北省婦聯權益部「促進地方立法」『網絡通訊』二〇〇期)と言う。
- 〔69〕 規範性文件。機関や団体が公布した文書で、その内容が人々の行為を制約し、規範となる性格を持つもの。広義には法律を含むが、ここでは法律を含まない狭義。DVに関しては、社会治安综合治理委員会・法院・檢察院・公安局・司法部・婦連が共同で出す場合が多い。
- 〔70〕 「反家暴、地方立法的探索」『中国婦女報』二〇〇五年二月三日。
- 〔71〕 「五年鑄得利劍成 湖南省人大出台《關於預防和制止家庭暴力的決議》」同右二〇〇〇年四月一日。
- 〔72〕 郭、前掲記事「反家庭暴力呼立法」。
- 〔73〕 「關於預防和制止家庭暴力的通知」、陝西省人民代表大會常務委員會關於預防和制止家庭暴力的決議」『項目通訊』一五期。
- 〔74〕 徐維華・趙麗萍「遼寧省反家暴法律援助項目執行情況介紹」『網絡通訊』二四期。

- 〈75〉 先進的な取り組みの例としては、「把反家暴維權做到最基層——長沙芙蓉區「零家庭暴力社區」創建工程的啓示」『中國婦女報』二〇〇二年八月二二日。
- 〈76〉 まとまった方針としては、遼寧省婦聯「創建「零家庭暴力社區(村)」活動實施方案」『中國婦運』二〇〇六年二期。
- 〈77〉 榮・趙編著、前掲書『警察培訓手冊』、一五一頁。
- 〈78〉 「城市社區綜合干預家庭暴力項目第二年工作總結」『網絡通訊』二七期。
- 〈79〉 艾曉明らによる座談会「為黃靜爭取法律公正……我們的觀點和行動」『中國女性主義』二〇〇四年春号など参照。この座談会で陳雯銳は、女性に「自尊・自愛」を要求する議論が、性被害者を責めることになる危険性を指摘しているが(八九頁)、「自尊」や「自愛」は、婦運のスローガンでもある。
- 〈80〉 イヴ・エンスラー著、岸本佐知子訳『ウァギナ・モノログ』白水社、二〇〇二年。この上演は単なる中国語訳ではなく、中山大学の女子学生たちが自らの経験や他の女性への取をもとにして構成した(卜衛「戦勝暴力日(V-Day) 与全球対針対婦女和女孩的暴力運動」『網絡通訊』二二期)。しかし、この劇の上演は北京と上海では禁止された。
- 〈81〉 「立法消除歧視 維護婦女權利 艾曉明教授二〇〇四年三八節前夕回答媒体採訪広東中山大学性別教育論壇網站」『網絡通訊』二二期。
- 〈82〉 "Report of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women Twentieth Session," p. 32. DAWHP (<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/20thsess.htm>) よう入手(二〇〇五年二月二七日アクセス)。
- 〈83〉 「The Spangenberg Group」 <http://www.spangenberggroup.com/> 参照。
- 〈84〉 「第一 部分 概覽」 (<http://www.woman-legalaid.org.cn/group/read.php?kind=jbzwz1&file=20041028124525>) (二〇〇五年九月

- 二二日アクセス)。
- 〈85〉 林建軍「婦女權益保障法」修改中的幾個問題」『中華女子學院學報』二〇〇四年第五期、一七頁。
- 〈86〉 李・林主編、前掲書「婦女人權的理論与实践」、二九七—三〇四頁。
- 〈87〉 「二二三八維權熱綫為您服務 全國婦聯玫瑰琳凱反家暴熱綫同時開通(試運行)」『中國婦女報』二〇〇五年三月三日。
- 〈88〉 「全國婦聯着力打造零家庭暴力社區」同右二〇〇五年二月一日。
- 〈89〉 注(70)に同じ。
- 〈90〉 「北京修改罪犯假釈規定 女性犯罪因家暴而起可假釈」『中國婦女報』二〇〇五年二月一七日。
- 〈91〉 陳明俊「消除基于性別的暴力 中國NGO在行动」(二〇〇五年九月一日) (<http://www.stopdv.org.cn/article.asp?id=2234>) (二〇〇六年三月二五日アクセス)。
- 〈92〉 榮維毅「反对針对婦女的暴力：中国政府的行動与反思」(<http://www.stopdv.org.cn/article.asp?id=2021>) (二〇〇六年三月九日アクセス)。
- 〈93〉 榮維毅「中国——北歐对家庭暴力的認知及干預比較」榮・黃主編、前掲書「家庭暴力对策研究与干預」、二四七頁。
- 〈94〉 「第二次反家庭暴力網絡會議討論了什麼？」(<http://www.maple.org.cn/hree.asp?newsid=20041122170323605&classid=105105>) (二〇〇五年八月二五日アクセス)。
- 〈95〉 喬威「她們為何成為罪犯?——雲南省第一女子監獄見聞」(<http://www.stopdv.org.cn/article.asp?id=2067>) (二〇〇六年三月九日アクセス)。
- 〈96〉 「加強網絡建設 發展新的行動計劃(一)」(<http://www.stopdv.org.cn/article.asp?id=2019>) (二〇〇五年八月二二日アクセス)。